

民間PHRサービスに係る基本的な考え方

令和 2 年 4 月 22 日
国民の健康づくりに向けた
PHRの推進に関する検討会
民間利活用作業班

1 はじめに

「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項 ～PHRにおける健診（検診）情報等の取り扱いについて～」(令和元年 11 月 20 日 国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会)の別紙「民間事業者におけるPHRの利活用及び順守すべきルールに関する留意事項」において、適切に民間PHRサービスが利活用されるための民間PHR事業者におけるルール整備等が必要であるとされた。これを踏まえ、上記検討会の下に置かれた「民間利活用作業班」(以下「本作業班」という。)において検討を行った。

2 検討の視点

本作業班において検討の対象とした民間PHRサービスは、保健医療情報を国民・患者の予防・健康づくり等に活用するサービスである。個人が健康増進等の目的で利用する場合のほか、保険者、自治体、企業が保健指導や健康経営等の一環として住民や従業員等に利用を促す場合や、医療機関が健康管理目的で患者に利用を促す場合等が考えられる。

本作業班における検討に当たっては、民間PHRサービスを以下の3つの機能に整理した。

- ① 個人の保健医療情報を記録管理・閲覧する機能
- ② ①に基づき、生活習慣改善等に向けたリコmendを行う機能
- ③ ①又は②に加え、記録された保健医療情報を研究開発等のために第三者提供を行う機能

それぞれの機能においては、以下の事項が特に重要であると考えられる。

- ① 記録管理・閲覧機能 …情報セキュリティ、情報の相互運用性
- ② リコmend機能 …サービスの安全性・有効性
- ③ 第三者提供機能 …個人情報の適切な取扱い

本「基本的な考え方」では、民間PHR事業者に求められる各事項とあわせて、

それらの事項が守られることを担保するために必要となる、適切な民間PHRサービスの普及に資する体制についての基本的な考え方も示す。

3 民間PHR事業者に求められる事項

適切に民間PHRサービスが利活用されるために民間PHR事業者に対して求められる「情報セキュリティ」、「情報の相互運用性」、「サービスの安全性・有効性」及び「個人情報の適切な取扱い」の各事項に係る基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) 情報セキュリティ

情報セキュリティについては、既存の関連ガイドライン等と重複しないように留意しつつ、政府として求められるセキュリティの水準等について、一般的な個人情報に比べて保護の必要性が高いことを踏まえ、一定のルールを示した上で、事業者による団体等において、技術革新や個別事案等に即応すべく、当該ルールの機動的な運用及びメンテナンスをしていくことが望ましい。

(2) 情報の相互運用性

利用者自身の保健医療情報については、サービスの乗換え等があってもデータの移管を確保することが望ましいと考えられることから、データの移管が困難な項目等もあることも踏まえつつ、政府で方向性を示した上で、事業者による団体等において実務的なルールの整備及びその機動的な運用・メンテナンスをしていくことが望ましい。

また、利用者が自分自身の保健医療情報を継続的に管理し、医療従事者も患者の過去の保健医療情報を参照することができるよう、民間PHR事業者がポータビリティを確保すべきデータ項目の整理やデータのフォーマット等の国際的な動向も踏まえた標準化、API連携等の必要な環境整備を図ることが望ましい。

(3) サービスの安全性・有効性

生活習慣改善等に向けたリコメンド機能の安全性・有効性等については、医療従事者等の関与のあり方など基本的事項として政府で議論するもののほか、適切かつ幅広い民間PHRサービスの活性化の観点から、事業者による団体等において、関係学会等の関連ガイドライン等との関係に留意しつつ、実務的なルールの整備及びその機動的な運用・メンテナンスをしていくことが望ましい。あわせて、適切な民間PHRサービスを評価・選択できるような仕組みの検討も必要

である。

(4) 個人情報の適切な取扱い

個人情報の適切な取扱いについては、既存の関連ガイドライン等と重複しないように留意しつつ、政府として一定のルールを示した上で、事業者による団体等において、社会情勢の変化、技術革新や個別事案等に即応すべく、当該ルールの機動的な運用及びメンテナンスをしていくことが望ましい。

政府として示す一定のルールにおいては、情報の取得及び第三者提供に係る適切な説明と同意取得、本人による情報コントロール等の在り方のほか、それを確保するための事業者に求められる管理・相談体制等についても整理することが望ましい。

なお、これらの検討に当たっては、国民にとってのメリット・利便性を考慮するとともに、国民が安全・有効に利用できるよう、保健医療情報に係るリテラシーを高めていくという視点も重要である。

4 適切な民間PHRサービスの普及に資する体制

「3 民間PHR事業者に求められる事項」に掲げた各事項について、社会情勢の変化、技術革新や個別事案等に応じて実務的なガイドラインを定め、機動的に運用及びメンテナンスをしていくために、医療従事者等の専門家や行政と連携し、事業者による団体等が立ち上げられることが望ましい。

5 今後の取組

民間PHR事業者が保健医療情報を取り扱う際の情報セキュリティ及び個人情報の適切な取扱いについては、その一定のルールの策定に向けて、今年度中を目途に検討を行う。その際、情報の取得及び第三者提供に係る適切な説明と同意取得、本人による情報コントロール等の在り方のほか、それを確保するための事業者に求められる管理・相談体制等についても整理する。

情報の相互運用性については、事業者による団体等における実務的なルールの検討に資するよう、民間PHR事業者の実務への影響も考慮しつつ、今年度中を目途に方向性を取りまとめる。その際、関係学会のデータ項目セット等を踏まえ、ポータビリティを確保すべきデータ項目等の在り方についても整理する。

サービスの安全性・有効性については、事業者による団体等における実務的なルールの検討に資するよう、その方向性について、今年度中を目途に取りまとめる。また、適切な民間PHRサービスの評価・選択に繋がる仕組みについても検討を行う。

また、上掲の政府の示す一定のルール及び方向性について、医療従事者等の専門家や行政と連携し、実務的なガイドラインを定め、その運用及びメンテナンスを行うために、民間PHR事業者による団体等が今年度内に立ち上がるように必要な支援を行う。

「経済財政と運営の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)やPHRとして提供される健診情報等の整備状況を踏まえ、2022年度を目途として、適切な民間PHRサービスの実現を目指す。